

議案第22号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

堀切橋少年硬式野球場の位置を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 葛飾区堀切橋野球場の項を削り、同表葛飾区堀切橋少年硬式野球場の項中「東京都葛飾区堀切四丁目33番1号先（荒川河川敷）」を「東京都葛飾区小菅一丁目1番1号先（荒川河川敷）」に改める。

付 則

この条例中別表第1 葛飾区堀切橋野球場の項を削る改正規定は令和3年4月1日から、同表葛飾区堀切橋少年硬式野球場の項の改正規定は葛飾区教育委員会規則で定める日から施行する。